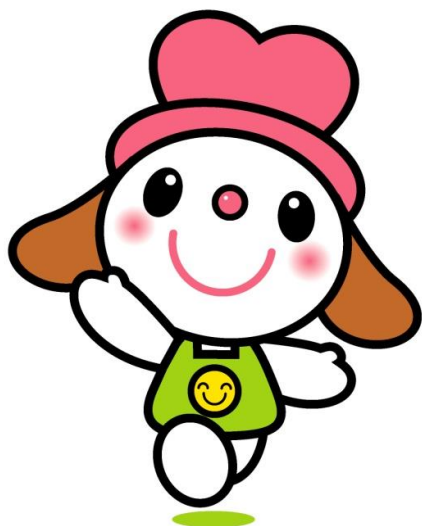


# 障害者総合支援法

## 障害福祉サービス等のしおり

(令和3年6月版)

本市では、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 平成25年4月1日施行）に基づき障害のある方にさまざまな福祉サービスを提供し、障害の有無にかかわらず、すべての方が互いに人格と個性を尊重し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域社会における共生の実現を総合的に支援しています。



ほほえみ広場マスコットキャラクター  
エミー

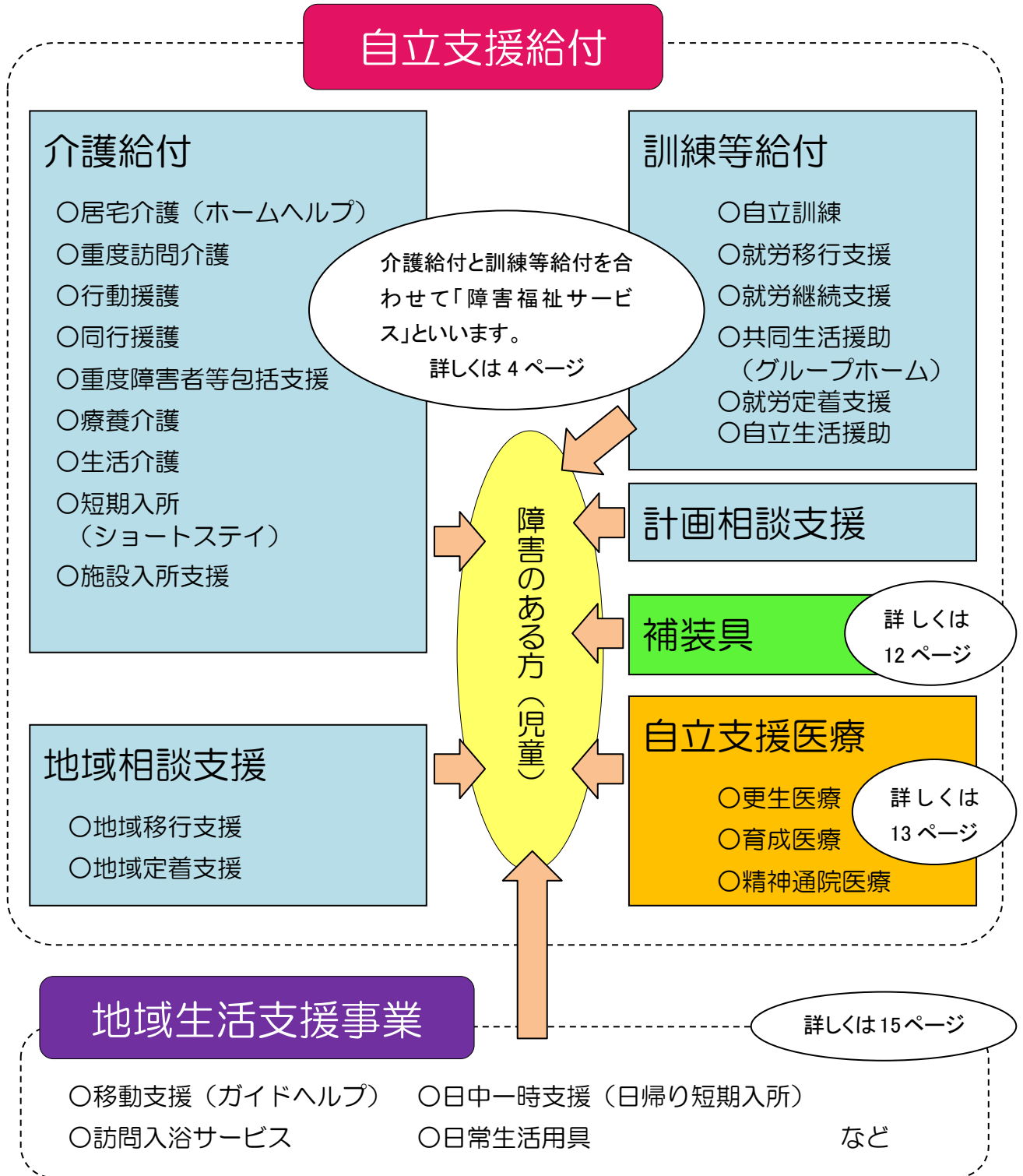
### も く じ ページ

障害者総合支援法のサービス体系 ……	1
障害者総合支援法の対象となる方 ……	2
障害福祉サービス等について ……	4
補装具について ……	12
自立支援医療について ……	13
地域生活支援事業について ……	15
ご相談・お問合せ先 ……	18

障害福祉サービス等利用の申請に当たっては、マイナンバーの記載及び番号カード等の持参が必要です。

# 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付（全国共通の制度）と地域生活支援事業（市町村が地域の実情に応じて行う事業）で構成されています。



障害者総合支援法と介護保険法とで共通するサービスは、介護保険から受けていただくことが基本になります。

# 障害者総合支援法の対象となる方

障害者総合支援法によるサービスの対象者は、次のとおりです。

- 身体障害のある方
- 知的障害のある方
- 精神障害のある方 ※ 発達障害、高次脳機能障害を含む。
- 難病等の方 ※ 国の定める疾病によるものが対象（下表）
- 障害のある児童（18歳未満）

## 障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

令和元年7月1日から対象疾病が359疾病から361疾病に拡大しました。

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	家族性良性慢性天疱瘡	101	顕微鏡的多発血管炎
2	アイザックス症候群	52	カナバン病	102	高IgD症候群
3	IgA腎症	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	103	好酸球性消化管疾患
4	IgG4関連疾患	54	歌舞伎症候群	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	105	好酸球性副鼻腔炎
6	アジソン病	56	カルニチン回路異常症	106	抗糸球体基底膜腎炎
7	アッシャー症候群	57	加齢黄斑変性 ○	107	後縦帯骨化症
8	アトピー性脊髄炎	58	肝型糖原病	108	甲状腺ホルモン不応症
9	アペール症候群	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）	109	拘束型心筋症
10	アミロイドーシス	60	環状20番染色体症候群	110	高チロシン血症1型
11	アラジール症候群	61	関節リウマチ	111	高チロシン血症2型
12	アルポート症候群	62	完全大血管転位症	112	高チロシン血症3型
13	アレキサンダー病	63	眼皮膚白皮症	113	後天性赤芽球癆
14	アンジェルマン症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症	114	広範脊柱管狭窄症
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	ギャロウェイ・モフト症候群	115	膠様滴状角膜ジストロフィー ※
16	イソ吉草酸血症	66	急性壊死性脳症 ○	116	抗リン脂質抗体症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	67	急性網膜壊死 ○	117	コケイン症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	球脊髄性筋萎縮症	118	コステロ症候群
19	1p36欠失症候群	69	急速進行性糸球体腎炎	119	骨形成不全症
20	遺伝性自己炎症疾患	70	強直性脊椎炎	120	骨髄異形成症候群 ○
21	遺伝性ジストニア	71	巨細胞性動脈炎	121	骨髄線維症 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	122	ゴナドトロピン分泌亢進症
23	遺伝性聾炎	73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	123	5p欠失症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	124	コフィン・シリズ症候群
25	ウィーバー症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	125	コフィン・ローリー症候群
26	ウィリアムズ症候群	76	筋萎縮性側索硬化症	126	混合性結合組織病
27	ウィルソン病	77	筋型糖原病	127	聴耳腎症候群
28	ウエスト症候群	78	筋ジストロフィー	128	再生不良性貧血
29	ウェルナー症候群	79	クッシング病	129	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
30	ウォルフラム症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群	130	再発性多発軟骨炎
31	ウルリッヒ病	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	131	左心低形成症候群
32	HTLV-1関連脊髄症	82	クルーゾン症候群	132	サルコイドーシス
33	ATR-X症候群	83	グルコーストランスポーター1欠損症	133	三尖弁閉鎖症
34	ADH分泌異常症	84	グルタル酸血症1型	134	三頭酵素欠損症
35	エーラス・ダンロス症候群	85	グルタル酸血症2型	135	CFC症候群
36	エプスタイン症候群	86	クロウ・深瀬症候群	136	シェーグレン症候群
37	エプスタイン病	87	クローン病	137	色素性乾皮症
38	エマヌエル症候群	88	クローンカイト・カナダ症候群	138	自己食空胞性ミオパチー
39	遠位型ミオパチー	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症	139	自己免疫性肝炎
40	円錐角膜 ○	90	結節性硬化症	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
41	黄色靂帯骨化症	91	結節性多発動脈炎	141	自己免疫性溶血性貧血
42	黄斑ジストロフィー	92	血栓性血小板減少性紫斑病	142	四肢形成不全 ○
43	大田原症候群	93	限局性皮質異形成	143	シトステロール血症
44	オクシピタル・ホーン症候群	94	原発性局所多汗症 ○	144	シトリン欠損症
45	オスラー病	95	原発性硬化性胆管炎	145	紫斑病性腎炎
46	カーニー複合	96	原発性高脂血症	146	脂肪萎縮症
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	97	原発性側索硬化症	147	若年性特発性関節炎
48	潰瘍性大腸炎	98	原発性胆汁性胆管炎	148	若年性肺気腫
49	下垂体前葉機能低下症	99	原発性免疫不全症候群	149	シャルコー・マリー・トゥース病
50	家族性地中海熱	100	顕微鏡的大腸炎 ○	150	重症筋無力症

障害者総合支援法

151	修正大血管転位症	225	胆道閉鎖症	299	ブラウ症候群
152	ジュベール症候群関連疾患	226	遅発性内リンパ水腫	300	ブラダー・ウィリ症候群
153	シュワルツ・マンベル症候群	227	チャーシ症候群	301	プリオン病
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	302	プロピオン酸血症
155	神経細胞移動異常症	229	中毒性表皮壊死症	303	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	230	腸管神経節細胞減少症	304	閉塞性細気管支炎
157	神経線維腫症	231	TSH分泌亢進症	305	β-ケトチオラーゼ欠損症
158	神経フェリチン症	232	TNF受容体関連周期性症候群	306	パーチエツト病
159	神経有棘赤血球症	233	低ホスファターゼ症	307	ベスレムミオパチー
160	進行性核上性麻痺	234	天疱瘡	308	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
161	進行性骨化性線維異形成症	235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	309	ヘモクロマトーシス ○
162	進行性多巣性白質脳症	236	特発性拡張型心筋症	310	ペリー症候群
163	進行性白質脳症	237	特発性間質性肺炎	311	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
164	進行性ミオクローヌステんかん	238	特発性基底核石灰化症	312	ヘルオキシゾーム病（副腎白質ストロフィーを除く。）
165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	239	特発性血小板減少性紫斑病	313	片側巨脳症
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
167	スタージ・ウェバー症候群	241	特発性後天性全身性無汗症	315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	242	特発性大腿骨頭壊死症	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
169	スミス・マギニス症候群	243	特発性多中心性キャッスルマン病	317	ポルフィリン症
170	スモン ○	244	特発性門脈圧亢進症	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
171	脆弱X症候群	245	特発性両側性感音難聴	319	マルファン症候群
172	脆弱X症候群関連疾患	246	突発性難聴 ○	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
173	成人スチル病	247	ドラベ症候群	321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
174	成長ホルモン分泌亢進症	248	中條・西村症候群	322	慢性再発性多発性骨髄炎
175	脊髓空洞症	249	那須・ハコラ病	323	慢性肺炎 ○
176	脊髓小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	250	軟骨無形成症	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
177	脊髄髄膜瘤	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	325	ミオクローニー欠伸てんかん
178	脊髄性筋萎縮症	252	22q11.2欠失症候群	326	ミオクローニー脱力発作を伴うてんかん
179	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症	253	乳幼児肝巨大血管腫	327	ミトコンドリア病
180	前眼部形成異常	254	尿素サイクル異常症	328	無虹彩症
181	全身性エリテマトーデス	255	ヌーナン症候群	329	無脾症候群
182	全身性強皮症 △	256	ネイルパテラ症候群（汎肺蓋骨症候群）/LMX18関連腎症	330	無βリポタンパク血症
183	先天異常症候群	257	脳髄黄色腫症	331	メーブルシロップ尿症
184	先天性横隔膜ヘルニア	258	脳表ヘモジデリン沈着症	332	メチルグルタコン酸尿症
185	先天性核上性球麻痺	259	膿疱性乾癬	333	メチルマロン酸血症
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	260	嚢胞性線維症	334	メビウス症候群
187	先天性魚鱗癬	261	パーキンソン病	335	メンケス病
188	先天性筋無力症候群	262	パージャー病	336	網膜色素変性症
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	263	肺静脈閉塞症/肺毛血管腫症	337	もやもや病
190	先天性三尖弁狭窄症	264	肺動脈性肺高血圧症	338	モワット・ウイルソン症候群
191	先天性腎性尿崩症	265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	339	薬剤性過敏症候群 ○
192	先天性赤血球形成異常性貧血	266	肺胞低換気症候群	340	ヤング・シンブゾン症候群
193	先天性僧帽弁狭窄症	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群 ※	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
194	先天性大脳白質形成不全症	268	パッド・キアリ症候群	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
195	先天性肺静脈狭窄症	269	ハンチントン病	343	4p欠失症候群
196	先天性風疹症候群 ○	270	汎発性特発性骨増殖症 ○	344	ライソゾーム病
197	先天性副腎低形成症	271	P C D H 19関連症候群	345	ラスムッセン脳炎
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	272	非ケトーシス型高グリシニン血症	346	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
199	先天性ミオパチー	273	肥厚性皮膚骨膜炎	347	ランドウ・クレフナー症候群
200	先天性無痛無汗症	274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	348	リジン尿性蛋白不耐症
201	先天性葉酸吸収不全	275	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
202	前頭側頭葉変性症	276	肥大型心筋症	350	両大血管右室起始症
203	早期ミオクローニー脳症	277	左肺動脈右肺動脈起始症	351	リンパ管腫症/ゴーハム病
204	総動脈幹遺残症	278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	352	リンパ管筋腫症
205	総排泄腔遺残	279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
206	総排泄腔外反症	280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	354	ルビンシュタイン・ティビ症候群
207	ソトス症候群	281	非典型型溶血性尿毒症候群	355	レーベル遺伝性視神経症
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	282	非特異性多発性小腸潰瘍症	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	283	皮膚筋炎/多発性筋炎	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
210	大脳皮質基底核変性症	284	びまん性汎細気管支炎 ○	358	レット症候群
211	大理石骨病	285	肥満低換気症候群 ○	359	レノックス・ガストー症候群
212	ダウン症候群 ○	286	表皮水疱症	360	ロスモンド・トムソン症候群
213	高安静脈炎	287	ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）	361	肋骨異常を伴う先天性側弯症
214	多系統萎縮症	288	VATER症候群		
215	タナトフォリック骨異形成症	289	ファイファー症候群		
216	多発血管炎性肉芽腫症	290	ファロー四徴症		
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	291	ファンconi貧血		
218	多発性軟骨性外骨腫症 ○	292	封入体筋炎		
219	多発性嚢胞腎	293	フェニルケトン尿症		
220	多脾症候群	294	フォンタン術後症候群 ※ ○		
221	タンジール病	295	複合カルボキシラーゼ欠損症		
222	単心室症	296	副甲状腺機能低下症		
223	弾性線維性仮性黄色腫	297	副腎白質ストロフィー		
224	短腸症候群 ○	298	副腎皮質刺激ホルモン不応症		

# 障害福祉サービス等について

## 1 障害福祉サービスの種類

在宅でのヘルパーによる訪問サービス、通所して施設を利用するサービス、入所施設や住まいの場を提供するサービス等があります。（※印のサービスについては児童も対象です。）

○：対象 ×：対象外 △：区分以外の対象者要件あり  
※児童については区分不要

### 訪問系サービス・その他

在宅でのヘルパーや支援員による訪問サービス等

種類	サービス名称	事業内容	対象者の障害支援区分					
			1	2	3	4	5	6
介護給付	居宅介護※ (ホームヘルプ)	自宅で食事・排せつ・入浴等の介護，調理・洗濯・掃除等の援助のほか，通院等の介助を行います。	○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に，居宅介護や見守りの支援，外出時の移動の介護等を総合的に行います。	×	×	×	△	△	△
	行動援護※	知的障害や精神障害により介護が必要な方に，外出時の移動の介護等を行います。	×	×	△	△	△	△
	同行援護※	視覚障害により移動が困難な方に，外出時の移動の介護や外出先での必要な情報支援（代筆・代読等）を行います。	区分は不要 区分以外の対象者要件あり					
	重度障害者等 包括支援※	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に，障害福祉サービスのうち，在宅サービスや通所施設のサービス等を包括的に提供します。	×	×	×	×	×	△
訓練等給付	就労定着支援	障害福祉サービス（就労移行支援又は就労継続支援など）を利用して一般就労へ移行した方に，就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	区分は不要					
	自立生活援助	居宅において，一人で生活する方等に，一定の期間にわたり，定期的な巡回訪問等を行い，自立した日常生活を営むための必要な支援を行います。						



## 日中活動系サービス等

通所等により、昼間の活動を支援する施設サービス

種類	サービス名称	事業内容	対象者の障害支援区分					
			1	2	3	4	5	6
介護給付	生活介護	常に介護が必要な方に、施設での食事・排せつ・入浴の介護，創作的活動や生産活動の機会を提供します。	×	△	○	○	○	○
	短期入所※ (ショートステイ)	家で介護をされる方が病気等の場合，短期間，施設へ入所できます。	○	○	○	○	○	○
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活を送れるよう，一定期間，身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	区分は不要					
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活を送れるよう，一定期間，生活能力の向上のために必要な訓練を行います。						
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に，一定期間，就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。						
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に，就労の場を提供するとともに，知識や能力の向上のための訓練を行います。 A型：原則として，雇用契約による就労 B型：雇用契約によらない就労						

## 居住系サービス

入所施設等で、住まいの場を提供するサービス

種類	サービス名称	事業内容	対象者の障害支援区分					
			1	2	3	4	5	6
介護給付	施設入所支援	施設への入所により，食事・排せつ・入浴の介護等を行います。	△	△	△	○	○	○
	療養介護	医療が必要で，常に介護が必要な方に，医療機関への入所により，機能訓練や療養上の管理，看護，介護等を行います。	×	×	×	×	△	△
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の住居で，食事・排せつ・入浴の介護，相談や日常生活上の援助等を行います。	介護を伴う					
			○	○	○	○	○	○
			介護を伴わない					
			区分は不要					

## 相談支援

種類	サービス名称	事業内容	対象者の障害支援区分
地域相談支援	地域移行支援	施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方等に、地域生活への移行のための相談やその他必要な支援を行います。	区分は不要
	地域定着支援	居宅において、一人で生活する方等に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談やその他必要な支援を行います。	
計画相談支援	計画相談支援※ 詳しくは7ページ	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する方に、サービス等利用計画(プラン)の作成や、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し(モニタリング)を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援の利用者が対象

## 2 申請先

お住まいの区の区役所(支所)保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課

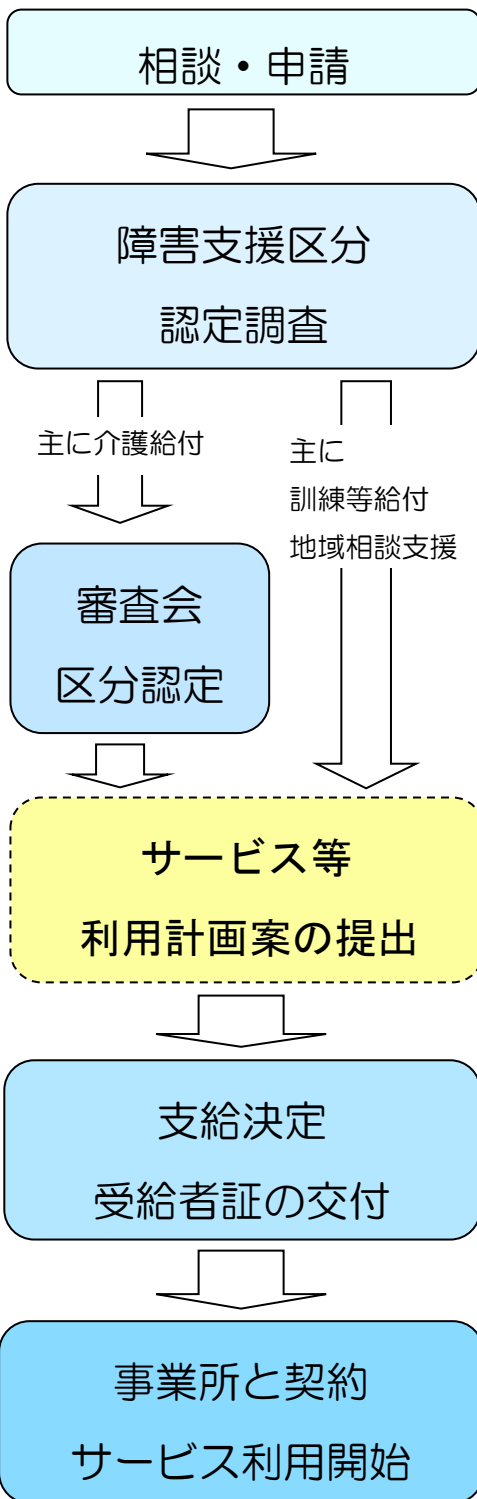
※ 身体障害・知的障害のある児童(18歳未満)の短期入所は、発達相談所又は第二児童福祉センターが申請先になります。

<参考>児童福祉法による**障害児支援**を利用する場合には…

申請先：発達相談所又は第二児童福祉センター

児童発達支援	未就学児を対象とした通所による療育を実施
放課後等デイサービス	就学児童が対象の、放課後や長期休暇中における通所サービス
障害児入所施設	障害のある児童が入所し、日常生活の指導や治療を実施

### 3 サービス利用までの流れ



① お住まいの区の区役所（支所）の保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課，又は発達相談所・第二児童福祉センター（以下「区役所（支所）等」という。）に相談し，申請します。

② 申請を受け付けた区役所（支所）等では，利用希望者の居宅等を訪問し，本人やご家族等から，現在の生活や心身の状況等について聞き取り調査（障害支援区分認定調査等）を行います。

③ 認定調査や医師意見書をもとに，コンピュータによる一次判定を行います。

④ 介護給付等の障害支援区分が必要なサービスの利用希望者には，市町村審査会による二次判定を行います。

⑤ 二次判定の結果に基づき，障害支援区分（非該当～区分6）の認定を行い，申請者に通知します。

区役所（支所）等は，必要に応じて，申請者に指定特定相談支援事業所等が作成するサービス等利用計画案の提出を求めます。

⑥ 区役所（支所）等は，障害支援区分，サービス利用意向，その他勘案事項，サービス等利用計画案等を踏まえ，サービスの支給量を決定し，負担上限月額と併せて申請者に通知するとともに，受給者証を交付します。

⑦ 利用者はサービス提供事業所と契約し，受給者証を提示してサービスを利用します。

どのようなサービスを使いたいのか，どの事業所がいいのか分からない場合には…

お住まいの区の区役所（支所）の保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課，障害者地域生活支援センター，指定特定相談支援事業所にご相談ください。

指定特定相談支援事業所とは，市町村から特定相談支援の指定を受けた事業所のことです。「計画相談支援」として，障害福祉サービス等の相談や申請をするときの支援，サービス等利用計画の作成，サービス提供事業所との調整などを行います。



## 4 サービスを利用したときの費用

サービスを利用したときの利用者負担は、負担能力に応じた負担（応能負担）となっています。利用者の世帯における所得に応じて負担上限月額（前年の所得に応じて1年ごとに改定）が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担していただきます。

ただし、施設等を利用した場合の食費や光熱水費は、原則として実費負担になります。  
また、国制度や本市独自制度として様々な負担軽減策があります。

### ■所得区分を判断するときの対象となる世帯員の範囲及び所得割額の算出方法<sup>1</sup>

#### <世帯員の範囲>

18歳以上の障害のある方 （成人入所施設を利用する18，19歳を除く。）	障害のある方（本人）と その配偶者
18歳未満の障害のある児童	保護者の属する世帯の 世帯員全員
成人入所施設を利用する18，19歳の障害のある方	

#### <市民税課税者の所得割額の算出方法>

所得区分の判断には市民税所得割額を使用しますが、市民税課税者のうち、「住宅借入金等特別税額控除」や「寄付金税額控除」のある方、18歳までの児童を扶養されている方については、以下の手順で所得割額を算出します。（※市民税非課税者については不要。）

#### ア 「住宅借入金等特別税額控除」及び「寄付金税額控除」

市民税所得割額（納税額として通知される額）に「住宅借入金等特別税額控除」と「寄付金税額控除」で控除されている金額を加算する。

#### イ 18歳までの児童の扶養控除

市民税の扶養控除では16歳未満の扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除上乗せ分は廃止されているが、あったものとして、それに相当する額を差し引く。

※ ア、イ両方に該当する方は、アの計算をした後にイの計算を行います。

<sup>1</sup> 算出に用いられる「所得割額」、「住宅借入金等特別税額控除」、「寄付金税額控除」の額は、改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）で計算されたものです。

■負担上限月額 ※      は本市独自軽減策が適用されています。

＜訪問系サービス・日中活動系サービス等の利用者＞ 所得割額：世帯に属する者の所得割額の合計額

所得区分			上限月額
生活保護受給世帯			0円
市民税非課税世帯			(利用者負担なし)
市民税課税世帯	18歳未満	所得割28万円未満	4,600円
		// 28万円以上	37,200円
	18歳以上	// 16万円未満	9,300円
		// 16万円以上	37,200円

※宿泊型自立訓練（生活訓練）における上限月額は、＜施設入所支援・療養介護の利用者＞の上限月額が適用されます。

＜施設入所支援・療養介護の利用者＞ 所得割額：世帯に属する者の所得割額の合計額

所得区分			上限月額
生活保護受給世帯			0円
市民税非課税世帯			(利用者負担なし)
市民税課税世帯	20歳未満	所得割28万円未満	9,300円
		// 28万円以上	37,200円
	20歳以上	所得割額にかかわらず	37,200円

＜グループホームの利用者＞ 所得割額：世帯に属する者の所得割額の合計額

所得区分			上限月額
生活保護受給世帯			0円
市民税非課税世帯			(利用者負担なし)
市民税課税世帯	所得割16万円未満		18,600円
	// 16万円以上		37,200円

＜地域相談支援・計画相談支援の利用者負担額＞

すべての方について、利用者負担はありません（無料）。

■サービス固有の負担軽減策

対象サービス	対象者		内容
施設入所支援 (成人入所施設)	20歳以上	生活保護受給世帯	食費・光熱水費の実費負担の軽減 <span style="border: 1px solid black;">補足給付</span>
		市民税非課税世帯	
グループホーム	生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	所得にかかわらず	月額1万円を上限として家賃を補助 <span style="border: 1px solid black;">補足給付</span>
		20歳以上	負担上限月額を超える部分について減免 <span style="border: 1px solid black;">医療型個別減免</span>
療養介護	20歳以上	生活保護受給世帯	
		市民税非課税世帯	
療養介護	20歳未満	所得にかかわらず	

■重複してサービスを利用される場合の負担軽減策 ※      は本市独自軽減策です。

### 特例上限制度

障害福祉サービスと地域生活支援事業のサービス（※）を利用される方で、それぞれ利用者負担が発生する場合、1つの上限月額で両制度にわたる利用者負担の上限額管理を行います。

※ 対象となる地域生活支援事業のサービス

移動支援、地域活動支援センター（デイサービス）、日中一時支援、訪問入浴サービス

### 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所・入所給付費

同一利用者や同一世帯で、次のいずれかのサービスを重複して利用した場合、利用者負担の合計額から算定基準額を超えた額を償還します。

- ・障害福祉サービス
- ・補装具
- ・児童福祉法による障害児通所支援
- ・児童福祉法による障害児入所支援
- ・介護保険法による居宅サービス等（障害福祉サービス利用者に限る）※1

所得区分	算定基準額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税課税世帯	37,200円 ※2

※1 生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯については、介護保険法による居宅サービス等の利用者負担額は0円として扱われます。

※2 児童の場合、上記よりも低い算定基準額が適用される場合があります。

また、次の対象者要件を全て満たす方について、平成30年4月以降に利用した介護保険サービスのうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額を償還します。

### ■対象者の要件

- ① 65歳に達するまでの5年間（長期入院等のやむを得ない事由による中断を除く。）にわたり、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれかの支給決定を継続して受けていたこと
- ② 65歳の誕生日の2日前の時点で市民税非課税又は生活保護受給世帯であったこと、また、介護保険サービスの各利用月の時点でも、市民税非課税又は生活保護受給世帯であること
- ③ 65歳の誕生日の2日前の時点で、障害支援区分（障害程度区分）が2以上であったこと
- ④ 65歳に達するまでに、介護保険法による保険給付を受けていなかったこと

## 総合上限制度

在宅で生活されている方のうち、同一利用者（児童においては同一の保護者）で、

- ・障害福祉サービス      ・自立支援医療      ・補装具
- ・地域生活支援事業のサービス（※1）・日常生活用具・児童福祉法による障害児通所支援

のうち、複数のサービスを利用した場合で、利用者負担の合計額が算定基準額を上回ったときに、超えた額を償還します。

所得割額：世帯に属する者の所得割額の合計額

所得区分		算定基準額
生活保護受給世帯		0円
市民税 非課税世帯	本人の収入が年間80万円以下	7,500円
	// 障害基礎年金1級のみ	
	// 障害基礎年金1級+特別障害者手当のみ	
	// 障害基礎年金2級+特別障害者手当のみ	
	上記以外	12,300円
市民税 課税世帯	所得割16万円未満 ※2	18,600円
	// 16万円以上 ※2	37,200円

※1 対象となる地域生活支援事業のサービス

移動支援、地域活動支援センター（デイサービス）、日中一時支援、訪問入浴サービス

※2 児童の場合は28万円となります。

### ■災害時や著しく収入が減少したときの負担軽減策

やむを得ず経済的な状況が大幅に変わった場合、利用者負担が軽減される場合がありますので、お住まいの区の区役所（支所）保健福祉センター等にご相談ください。

# 補装具について

身体障害のある方や難病の方の失われた身体機能を補うため、義肢・装具・車椅子等の購入又は修理に要する費用を支給します。補装具には耐用年数が定められており、その間は原則、修理してお使いいただくことになります。

また、平成30年4月1日から購入・修理に加え、歩行器等の借受けに要する費用も支給対象となりました。

## 1 申請先

お住まいの区の区役所（支所）保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課

## 2 補装具に係る費用

補装具に係る利用者負担は、負担能力に応じた負担（応能負担）となっています。利用者の世帯における所得に応じて負担上限月額が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担していただきます。

### ■所得区分を判断するときの対象となる世帯員の範囲

18歳以上の障害のある方	障害のある方（本人）とその配偶者
18歳未満の障害のある児童	保護者の属する世帯の世帯員全員

■負担上限月額 ※  は本市独自軽減策が適用されています。

<18歳以上の方>

所得割額：世帯に属する者の所得割額の合計額

所得区分		上限月額
生活保護受給世帯		0円
市民税非課税世帯		(利用者負担なし)
市民税課税世帯	所得割16万円未満	18,600円
	// 16万円以上	37,200円
	世帯最多課税者の所得割46万円以上	支給対象外

<18歳未満の方>

所得区分		上限月額
生活保護受給世帯		0円
市民税非課税世帯		(利用者負担なし)
市民税課税世帯	世帯最多課税者の所得割46万円未満	18,600円
	// 46万円以上	支給対象外

※ 市民税所得割額の算出方法については、P8をご参照ください。



# 自立支援医療について

心身の障害を除去・軽減するため、医療費の自己負担額を軽減する制度で、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類があります。

自立支援医療費の支給は、政令指定都市や都道府県が指定した病院、薬局など（指定医療機関）での医療や調剤が対象となります。

## 1 自立支援医療の種類及び申請先

名称	対象者		申請先（お住まいの区の区役所（支所））	
育成医療	障害を除去又は軽減する手術等の治療を受けられる身体障害のある方 （人工関節置換術,人工透析など）	18歳未満	保健福祉センター	子どもはぐくみ室
更生医療		18歳以上		障害保健福祉課
精神通院医療	通院による精神医療を継続的に受診される方			

## 2 自立支援医療に係る費用

自立支援医療を利用したときの利用者負担は、負担能力に応じた負担（応能負担）となっています。利用者の世帯における所得に応じて負担上限月額が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担していただきます。

### ■所得区分を判断するときの世帯の範囲

自立支援医療を受ける方と同じ医療保険に加入している世帯になります。

### ■「重度かつ継続」の方への負担軽減策

高度な治療を長期間継続する必要がある方は、特別に上限月額が決められています。また、市民税所得割23万5千円以上の方は、令和6年3月末までの経過的特例として制度の対象になります。

身体障害	腎臓機能障害，小腸機能障害，免疫機能障害，心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。），肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）のある方
精神障害	統合失調症圏，躁うつ病・うつ病圏，てんかん，器質性精神障害，依存症等の薬物関連障害の方 その他精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方

### ■自立支援医療（更生医療）と医療保険の特定疾病療養受療（マル長）を併給される方

人工透析が必要な慢性腎不全等の特定疾病を患う方で、自立支援医療（更生医療）と医療保険のマル長を併給されている方は、医療保険の適用が優先します。医療機関や薬局の窓口では、医療保険の特定疾病療養受療証もご提示いただく必要があります。

■負担上限月額 ※      は本市独自軽減策が適用されています。

所得割額：同一保険世帯に属する者の所得割額の合計額

所得区分		上限月額（市基準） ※1			
生活保護受給世帯		0円 (利用者負担なし)			
市民税 非課税世帯	本人の収入が年間80万円以下	0円 (利用者負担なし)			
	// 障害基礎年金1級のみ				
	// 障害基礎年金1級 +特別障害者手当のみ				
	// 障害基礎年金2級 +特別障害者手当のみ				
上記以外		2,500円			
市民税 課税世帯	所得割3万3千円未満	※ 2	10,000円	重度 かつ 継続	2,500円
	// 16万円未満		18,600円		5,000円
	// 23万5千円未満	37,200円	給付対象外	20,000円	
	// 23万5千円以上				

※1 精神通院医療の本市独自軽減策は、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等に限りません。精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方、また京都市重度心身障害者医療費支給制度又は重度障害老人健康管理費支給制度を利用されている方等の上限月額は、次の国基準どおりになります。

所得区分		上限月額（国基準）		
生活保護受給世帯		0円 (利用者負担なし)		
市民税 非課税世帯	本人の収入が年間80万円以下	2,500円		
	上記以外	5,000円		
市民税 課税世帯	所得割3万3千円未満	上限月額 設定なし	重度 かつ 継続	5,000円
	// 23万5千円未満			10,000円
	// 23万5千円以上	給付対象外		20,000円

自立支援医療

※2 育成医療については、市民税課税世帯のうち所得割23万5千円未満の方の上限月額は、次のとおりになります。ただし、令和6年3月末までの経過的特例になります。

所得割3万3千円未満	5,000円
// 3万3千円以上	10,000円

※3 市民税所得割額の算出方法については、P8をご参照ください。

■精神障害で長期入院されている方への退院支援

精神疾患の治療のために長期入院（1年以上）されている方について、地域生活への移行を支援するため、退院後1年間の精神通院医療の利用者負担額が免除されます。

# 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障害のある方の能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるように、自治体を中心になって実施する事業です。

## 1 地域生活支援事業の種類

種類	サービス名称	事業内容
区役所（支所）等へ申請が必要な事業	移動支援（ガイドヘルプ）	社会参加や余暇活動等の外出の際にガイドヘルパーが移動を支援します。ひとり親世帯等、一定要件を満たす児童は、通学時の送迎にも利用できます。 詳しくは 16・17 ページ
	地域活動支援センター（デイサービス）	施設への通所により、創作的活動・機能訓練・社会適応訓練等を行います。 詳しくは 16 ページ
	日中一時支援（日帰り短期入所）	日中、家で介護する方がおられない場合、日帰りで施設へ入所できます。 詳しくは 16 ページ
	訪問入浴サービス	自宅や施設の浴槽での入浴が難しい重度の障害のある方に、浴槽を登載した入浴車で訪問し、入浴サービスを行います。 詳しくは 16 ページ
	日常生活用具	日常生活をしやすいするための用具（電気式たん吸引器・ストーマ装具等）を給付します。 詳しくは 17 ページ
その他事業（各事業者へ直接利用申込み）	障害者地域生活支援センター（相談支援事業）	障害のある方や介護者等からの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助や情報提供等を行います。 【問合せ先】各センター（20・21 ページ）
	発達障害者支援センター「かがやき」	発達障害のある方や家族が安定して地域で生活できるよう、相談支援や発達支援、普及啓発等、総合的に支援します。 【問合せ先】発達障害者支援センター「かがやき」 電話 841-0375 FAX 841-0381
	福祉ホーム	低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。 【問合せ先】各福祉ホーム（22 ページ）
	こころのふれあい交流サロン	精神障害のある方に、過ごししの場や交流の場を提供します。 【問合せ先】各サロン（22 ページ）
	コミュニケーション支援	手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。 【問合せ先】聴覚言語障害センター 電話 841-8337 FAX 841-8312 視覚障害のある方が入院時に十分な意思疎通が困難な場合に、代筆、代読、音声訳により意思疎通を支援する者を派遣します。 【問合せ先】京視協ガイドヘルプステーション 電話 463-5569
社会参加促進事業	障害のある方の社会参加を促進するため、スポーツ・芸術文化活動等を行います。	

盲人ホーム	あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害のある方に、施設の利用とともに、必要な技術の指導を行います。 【問合せ先】盲人ホーム美鈴 電話・FAX 491-0184
-------	--

## 2 移動支援、地域活動支援センター（デイサービス）、日中一時支援（日帰り短期入所）、訪問入浴サービス、日常生活用具

### （1）申請先

お住まいの区の区役所（支所）保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課

※ 障害のある児童（18歳未満）の日中一時支援は、発達相談所又は第二児童福祉センターが申請先になります。

### （2）サービスを利用したときなどの費用

サービスを利用したときや、日常生活用具の給付に係る利用者負担は、負担能力に応じた負担（応能負担）となっています。利用者の世帯における所得に応じて負担上限月額（前年の所得に応じて1年ごとに改定）が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担していただきます。

ただし、施設等を利用した場合の食費や光熱水費は、原則として実費負担になります。

### 移動支援、地域活動支援センター（デイサービス）、日中一時支援（日帰り短期入所）、訪問入浴サービス

#### ■所得区分を判断するときの対象となる世帯員の範囲

18歳以上の障害のある方	障害のある方（本人）とその配偶者
18歳未満の障害のある児童	保護者の属する世帯の世帯員全員

#### ■負担上限月額

＜移動支援（身体介護を伴う）、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴＞

所得割額：世帯に属する者の所得割額の合計額

所得区分			上限月額
生活保護受給世帯			0円
市民税非課税世帯			(利用者負担なし)
市民税課税世帯	18歳未満	所得割28万円未満	4,600円
		// 28万円以上	37,200円
	18歳以上	// 16万円未満	9,300円
		// 16万円以上	37,200円

※ 市民税所得割額の算出方法については、P8をご参照ください。

<移動支援（身体介護を伴わない）の利用者負担額>

すべての方について、利用者負担はありません（無料）。

## 日常生活用具

■所得区分を判断するときの対象となる世帯員の範囲

18歳以上の障害のある方	障害のある方（本人）とその配偶者
18歳未満の障害のある児童	保護者の属する世帯の世帯員全員

■負担上限月額

<18歳以上の方>

所得割額：世帯に属する者の所得割額の合計額

所得区分		上限月額
生活保護受給世帯		0円
市民税非課税世帯		(利用者負担なし)
市民税課税世帯	所得割16万円未満	18,600円
	// 16万円以上	37,200円
	世帯最多課税者の所得割46万円以上	給付対象外

<18歳未満の方>

所得区分		上限月額
生活保護受給世帯		0円
市民税非課税世帯		(利用者負担なし)
市民税課税世帯	世帯最多課税者の所得割46万円未満	18,600円
	// 46万円以上	給付対象外

※ 市民税所得割額の算出方法については、P8をご参照ください。



# ご相談・お問合せ先

## 区役所・支所一覧

北 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 432-1285	FAX 451-0611
	子どもはぐくみ室（子育て推進担当）	電話 432-1284	FAX 451-0611
	所在地	北区紫野西御所田町56	
上京 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 441-5121	FAX 432-2025
	子どもはぐくみ室（子育て推進担当）	電話 441-5119	FAX 432-2025
	所在地	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	
左京 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 702-1131	FAX 791-9616
	子どもはぐくみ室（子育て推進担当）	電話 702-1114	FAX 791-9616
	所在地	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	
中京 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 812-2594	FAX 822-7151
	子どもはぐくみ室（子育て推進担当）	電話 812-2543	FAX 822-7151
	所在地	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	
東山 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 561-9130	FAX 531-2869
	子どもはぐくみ室（子育て推進担当）	電話 561-9350	FAX 531-2869
	所在地	東山区清水五丁目130-6	
山科 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 592-3479	FAX 592-3059
	子どもはぐくみ室（子育て推進担当）	電話 592-3247	FAX 501-6831
	所在地	山科区栂辻池尻町14-2	
下京 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 371-7217	FAX 351-9028
	子どもはぐくみ室（子育て推進担当）	電話 371-7218	FAX 351-9028
	所在地	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	
南 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 681-3282	FAX 691-1397
	子どもはぐくみ室（子育て推進担当）	電話 681-3281	FAX 691-1397
	所在地	南区西九条南田町1-2	

お問  
合  
せ  
先

右京 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 861-1451	FAX 861-4678
	子どもはぐくみ室(子育て推進担当)	電話 861-1437	FAX 861-4678
	所在地	右京区太秦下刑部町1-2	
京北 出張所	保健福祉第一担当	電話 852-1815	FAX 852-1814
	保健福祉第二担当	電話 852-1816	FAX 852-1800
	所在地	右京区京北周山町上寺田1-1	
西京 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 381-7666	FAX 393-0867
	所在地	西京区上桂森下町25-1	
	子どもはぐくみ室(子育て推進担当)	電話 381-7665	FAX 392-6052
所在地	西京区桂良町1-2 西京区保健福祉センター別館		
洛西 支所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 332-9275	FAX 332-8186
	子どもはぐくみ室(子育て推進担当)	電話 332-9195	FAX 332-8186
	所在地	西京区大原野東境谷町二丁目1-2	
伏見 区役所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 611-2392	FAX 611-1166
	子どもはぐくみ室(子育て推進担当)	電話 611-2391	FAX 611-1166
	所在地	伏見区鷹匠町39番地の2	
深草 支所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 642-3574	FAX 641-7326
	子どもはぐくみ室(子育て推進担当)	電話 642-3564	FAX 641-7326
	所在地	伏見区深草向畑町93-1	
醍醐 支所 保健福祉センター	健康福祉部 障害保健福祉課	電話 571-6372	FAX 571-2973
	子どもはぐくみ室(子育て推進担当)	電話 571-6392	FAX 571-2973
	所在地	伏見区醍醐大構町28	

## 発達相談所・第二児童福祉センター

■子どもの発達相談（発達の遅れ、きこえやことばの不安など）の相談窓口

<市内全域（南区・伏見区管内を除く。）>

発達相談所	発達相談課	電話 801-9182	FAX 822-4175
	所在地	上京区竹屋町通千本東入主税町910-25 京都市児童福祉センター内	

<南区・伏見区管内にお住まいの方>

第二児童福祉センター	発達相談部門	電話 612-2700	FAX 612-2888
	所在地	伏見区深草加賀屋敷町24-26	

## 障害者地域生活支援センター

市内5つの圏域に、それぞれ3箇所のセンターを設置しています。

開所時間：午前11時～午後7時（土・日・祝日・年末年始を除く。）

<北部圏域（北区・左京区）にお住まいの方>

京都市北部障害者地域生活支援センター			
ほくほく	電話 462-0808	FAX 462-0885	
	所在地	北区紫野花ノ坊町11番地 ライトハウス内	
きらリンク	電話 752-0106	FAX 752-0107	
	所在地	左京区浄土寺上馬場町117-1 ファーイースト白川通1階中	
らしく	電話 705-2850	FAX 703-2705	
	所在地	左京区高野蓼原町43-1	

<中部圏域（上京区・中京区・下京区・南区）にお住まいの方>

京都市中部障害者地域生活支援センター			
にしじん	電話 417-1630	FAX 451-3619	
	所在地	上京区西堀川通元誓願寺上る豎門前町414 西陣産業会館1階	
なごやか	電話 813-0503	FAX 813-0520	
	所在地	中京区壬生仙念町30 京都市地域リハビリテーション推進センター1階	
らくなん	電話 692-1139	FAX 691-4102	
	所在地	南区吉祥院西定成町35 京都市洛南身体障害者福祉会館内	

<東部圏域（東山区・山科区・伏見区醍醐支所管内）にお住まいの方>

京都市東部障害者地域生活支援センター	
らくとう	電話 591-8856 FAX 502-0084
	所在地 山科区竹鼻外田町8 エスポワール京都101号
からしだね センター	電話 574-2800 FAX 574-0025
	所在地 山科区勸修寺東出町75
だいで	電話 634-5568 FAX 634-5574
	所在地 伏見区醍醐高畑町30-1 パセオダイゴロー西館4階

<西部圏域（右京区・西京区）にお住まいの方>

京都市西部障害者地域生活支援センター	
うきょう	電話 813-1922 FAX 813-1922
	所在地 右京区山ノ内北ノ口町5-1 ラ・ポーム田中1階
西京	電話 392-1051 FAX 392-0268
	所在地 西京区上桂宮ノ後町39番地
らくさい	電話 335-0063 FAX 331-1612
	所在地 西京区大原野東境谷町2-5-9 洛西センタービル305

<南部圏域（伏見区（醍醐支所管内を除く。））にお住まいの方>

京都市南部障害者地域生活支援センター	
あいりん	電話 604-6159 FAX 604-6155
	所在地 伏見区向島二ノ丸町151-34
かけはし	電話 605-5752 FAX 605-5465
	所在地 伏見区両替町9丁目275-1
ふかくさ	電話 641-2560 FAX 642-3893
	所在地 伏見区撞木町1155番地1 伏見センター内

### 障害者休日・夜間相談受付センター

区役所・支所及び障害者地域生活支援センターの閉所時間帯に、京都市にお住まいの障害のある方やその家族等からの電話・FAXによる障害福祉の制度や手続、日常生活の中での不安や困り事等の相談について、制度の説明や情報の提供、アドバイス等を行います。

受付時間：土日祝日・年末年始は終日、平日は午後7時～翌朝午前8時30分

電話・FAX（共通） 572-8528

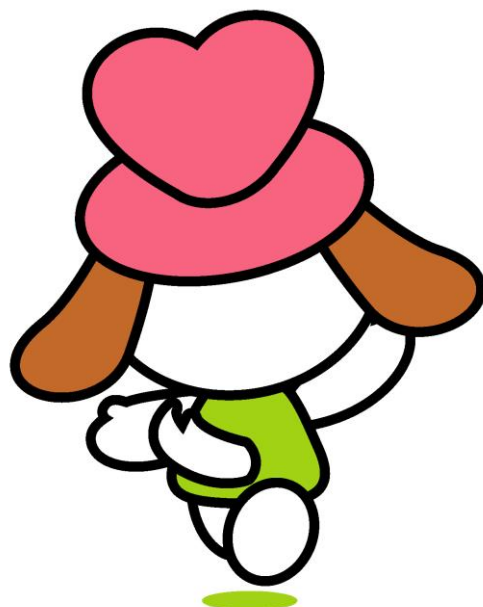
## 福祉ホーム

京都福祉ホーム	電話 681-1380	FAX 681-1473
「ひまわり」	所在地 南区上鳥羽塔ノ森上河原37-2	
聖荘	電話 316-4470	FAX 316-4470
	所在地 右京区西院東今田町27-4	
ひびあらた	電話 645-5050	FAX 645-5095
	所在地 伏見区深草泓ノ壺町36-1	

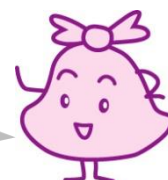
## こころのふれあい交流サロン

ふれあいサロンぽればれ	電話 495-6082	FAX 495-6085
	所在地 北区小山下初音町14-4	
上京こころのふれあい交流サロン 「はんなり上京」	電話 755-7017	FAX 755-7017
	所在地 上京区丸太町通堀川西入ル西丸太町185 京都二条ハイツ2階	
ふれあい交流サロンなごみ	電話 723-9449	FAX 723-9449
	所在地 左京区田中里の内町74番地 クローネマキ1階	
ふれあいサロン円町	電話 465-1179	FAX 465-1179
	所在地 中京区西ノ京北円町10 円町ビル2階	
こころのふれあい交流サロン 「なごやかサロン」	電話 813-0504	FAX 813-0520
	所在地 中京区壬生仙念町30番地 京都市地域リハビリテーション推進センター1階	
こころのふれあい交流サロン “ふらっとすべす”	電話 551-4849	FAX 551-4858
	所在地 東山区五条通大和大路東入5丁目梅林町576 「やすらぎ・ふれあい館」内	
こころのふれあい交流サロン るまんやましな	電話 644-5148	FAX 644-5148
	所在地 山科区東野門口町1番地の2	
下京こころのふれあい交流サロン 「コミュニティーサロンふう」	電話 353-2145	FAX 353-2165
	所在地 下京区寺町通仏光寺下る恵美須之町534 ショイント・ほっと内	
ふれあいサロン“みなみ”	電話 671-0709	FAX 671-3840
	所在地 南区吉祥院西定成町32	
ふれあい交流サロンてあとろ	電話 873-1776	FAX 862-4061
	所在地 右京区常盤窪町18 にしがきビル2階	
ふれあいサロンたんぼぼ	電話 333-5802	FAX 333-5802
	所在地 西京区大原野東境谷町2-5-9 洛西センタービル501	
ふれあい交流サロン にしきょう	電話 392-1088	FAX 392-0268
	所在地 西京区上桂宮ノ後町39番地	
ふれあいサロンつばさ	電話 611-2515	FAX 611-2509
	所在地 伏見区京町6丁目61	





この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行／令和3年6月

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

TEL:075-222-4161／FAX:075-251-2940

京都市印刷物第033059号